**新型コロナウイルス感染症関連**

**ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか**

　ひとり親世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯を支援するための給付金です。

　すでに給付金を受けている人は、申請できません。支給対象者や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請期限　3月5日（金）

問い合わせ 子育て支援課子ども給付担当 23-6045

**新生児養育支援特別給付金の申請はお済みですか**

　新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、新生児を養育する世帯に、新生児養育支援特別給付金を支給しています。申請がお済みでない人は、早めに申請してください。

　すでに同内容の給付金を受けている人は、申請できません。支給対象者や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請期限　4月30日（金）

問い合わせ　子育て支援課子ども給付担当 23-6045

**大崎市感染症対策商工業振興支援事業**

　国の小規模事業者持続化補助金、または県の再起支援事業補助金を活用している市内の事業者に対し、取り組みを後押しする補助金を支給します。

　詳しくはお問い合わせください。

申請期限　3月31日（水）

補助額　１．小規模事業者持続化補助金を受けている事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象補助金 | 補助率 | 補助上限 |
| 通常枠 | 1/3 | 25万円 |
| 特別枠Ａ類型 | 1/3 | 50万円 |
| 特別枠Ｂ・Ｃ類型 | 1/4 | 33万円 |

２．再起支援事業補助金を受けている事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象補助金 | 補助率 | 補助上限 |
| 早期再起 | 1/4 | 33万円 |
| 感染防止対策 | 1/4 | 25万円 |

対象　次の要件すべてに該当する事業者　①中小企業 登記上の本店が市内にあること　個人事業主 住民登録または所得税申告の納税地が市内であること　②国の小規模事業者持続化補助金、県の再起支援事業補助金を申請し、令和2年4月1日以降に交付決定を受けていること　③交付決定を受けた事業が完了し、補助額の確定を受けていること　④市税を滞納していないこと

申請方法　産業商工課（989-6188 古川七日町1番1号）へ持参、または郵送で申請

問い合わせ　産業商工課商工振興担当 23-7091

**地元のお店応援割増商品券の使用期限は1月31日までです**

　市内の飲食店や小売店などで使用できる、「宝の都（くに）大崎2020地元のお店応援割増商品券」の使用期限は、1月31日までです。

　お早めに、各登録店舗にてご使用ください。

　登録店舗は、ウェブサイト（http://www.furukawa-cci.or.jp/wp/2020\_consumer/）や店頭ののぼり、ステッカーを確認してください。

問い合わせ　「宝の都（くに）・大崎」2020地元のお店応援割増商品券実行委員会事務局（古川商工会議所） 24-0055

**暮らし**

**市税などの「スマホ」収納サービスを開始します**

　1月4日（月）からスマートフォンアプリ（PayPayなど）を利用した収納サービスを開始します。

　納付書に記載のバーコードを、スマートフォンアプリのカメラで読み込むだけで、「いつでもどこでも」納付することができます。

　詳しくは、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/news/index.cfm/21,42548,91,203,html）、または各スマートフォンアプリのウェブサイトで確認してください。

利用できるスマートフォンアプリ　PayB、au PAY（請求書支払い）、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、楽天銀行、銀行Pay（ゆうちょPay など）

対象税目（保険料）　市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

注意事項　①領収書は発行されません　②車検などですぐに納税証明書が必要な場合は、他の納付場所をご利用ください　③コンビニ店頭では利用でません

問い合わせ納税課収納担当 23-5148

**障害者控除対象者認定書を交付します**

　令和2年中の所得に関する確定申告用として、障害者控除対象者認定書を交付します。必要な場合は、申請してください。

交付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

対象　昭和31年1月1日より前に生まれた要介護（1～5）認定者のうち一定の条件に当てはまる人

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの

※本人または民法で定める親族以外の　人が申請する場合は、委任状（任意様　式）が必要です。

問い合わせ　高齢介護課介護審査担当 23-6125

　 　　　　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**おむつ代の確定申告医療費控除の確認書を交付します**

　令和2年中の所得に関する確定申告用として、おむつ代に係る医療費控除に必要な確認書を交付します。必要な場合は、申請してください。

受付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課地域福祉担当

対象　次のすべてを満たす人　①要介護認定を受けている人で、主治医意見書に寝たきり状態にあることなどの記載が確認できる人　②令和元年中の所得に関する確定申告時に、おむつ代に係る医療費控除を受けた人

※初めておむつ代の医療費控除を申告する人は、医師が発行する「おむつ使用証明書（医療費控除用）」で申告してください。

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの

※本人または民法で定める親族以外の人が申請する場合は、委任状（任意様式）が必要です。

問い合わせ　高齢介護課介護審査担当23-6125

　 　　　　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**各種税の口座振替結果は記帳で確認してください**

　税の納付に口座振替を利用している人は、各期の口座振替結果を記帳で確認してください。

　国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（いずれも普通徴収で年金天引きを除く）については、1月5日に口座振替済通知を発送します。確定申告時の社会保険料控除額の確認などに利用してください。

　上記以外の税で発行を希望する場合は随時発行・送付しますので、お問い合わせください。

問い合わせ納　税課収納担当 23-5148

**固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう**

　令和3年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している個人・法人は、2月1日までに固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

　前年度まで申告した人には、11月下旬に償却資産申告書を発送しました。

　インターネットを利用した電子申請も可能です。詳しくは地方税ポータルシステム（https://www.eltax.lta.go.jp/）を確認してください。

　また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者などに対する特例措置がありますので、申請してください。

　申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

■対象となる資産の例

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 物品例 |
| 小売業 | 商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫など |
| 農業 | 農業用機械など |
| 建設業 | 土木建設機械など |
| 不動産賃貸業 | 駐車場舗装、フェンスなど |

申告期限　2月1日（月）

申告場所　税務課、各総合支所市民福祉課税務担当

■新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置

軽減対象税目　①事業用家屋および設備などの償却資産に対する令和3年度固定資産税　②事業用家屋に対する令和3年度都市計画税

軽減率　令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間と前年の同3カ月間の事業収入を比較した減少率が、①30％以上50％未満 半額軽減 ②50％以上 全額軽減

問い合わせ　税務課家屋担当 23-2148

**源泉徴収票が送付されます**

　老齢年金を受けている人に、1年間の年金の総額などをお知らせする「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬以降、日本年金機構から送付されます。源泉徴収票は、確定申告をする際に必要になります。

※障害年金・遺族年金は、課税の対象外　のため、源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ 　古川年金事務所 23-1200

　 　　　　　ねんきんダイヤル 0570-05-1165